

能登半島地震で被災された方へのご案内

能登半島地震により被害にあわれた皆様方には、心よりお見舞い申し上げます。

厚生労働省の特例措置により、上記の被災者と認定された方が一定の要件に該当する場合、その旨を申告することで医療機関・調剤薬局等での自己負担金の支払いの免除が行われています。この免除を受けるためには、該当者であることが判る書類を添えた申請が必要です。

※免除された本人の負担額は、病院から富士フイルムグループ健保に請求され、健保が負担致します。

一部負担金免除の要件

厚生労働省からの通知に基づき、次の1~3のいずれかに該当された被災者（能登半島地震に係る災害救助法の適用市町村の住民の方）につきましては、医療機関で受診した際に窓口で支払う一部負担金の免除を行っています。

- 1.住家の全半壊（全半焼）、床上浸水またはこれに準ずる被災をした
- 2.主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った
- 3.主たる生計維持者の行方が不明

免除の範囲及び期間

免除の範囲

医療費・調剤費の一部負担金

※入院時食事療養費の自己負担分は免除対象外

※差額ベッド代等の保険適用外の費用は免除の対象外

免除の期間

令和7年6月30日までに受けた療養が対象

手続き

健康保険組合へ、『健康保険一部負担金免除申請書』に罹災証明書等の必要とされる書類を添付し申請してください。

申請により健康保険組合から『健康保険一部負担金免除証明書』を発行します。医療機関で受診する際には、窓口で健康保険証と一緒にこの証明書を提示してください。

※免除期間が延長されるかは現時点では不明です。免除期間が延長された場合は、自動更新での交付を予定しております。

その他のお知らせ・注意事項

1. 適用対象の受診者が、健康保険証の未所持のため、自費（10割）で受診をした場合は、令和7年6月30日までの受診に限り「療養費支給申請書」にて後日10割全額の払い戻しを受けることができます。

但し、医療機関の領収書（コピー不可、宛名・保険診療分が明記されているもの）及び診療明細書（レセプト）を添付してください。なお、罹災証明書等の必要とされる書類を添付した『健康保険一部負担金免除申請書』の提出も必要です。

2. 適用対象の受診者が、医療機関等への申し立てを行わなかった等により一部負担金を支払って受診していた場合は、『自然災害による一部負担金等還付申請書』に医療機関の領収書（コピー不可、宛名・保険診療分が明記されているもの）を添えて申請することにより、後日払い戻しを受けることができます。なお、罹災証明書等の必要とされる書類を添付した『健康保険一部負担金免除申請書』の提出も必要です。但し、受診した方の被災当日の住所（健保組合へ届け出ている住所）が、前記「要件」に該当していない場合は申請できません。
3. 適用対象外の方が、誤認等により誤って免除の適用を受けたことが判明した場合は、免除分を返納いただくこととなります。

※誤適用が判明した場合は、速やかに富士フイルムグループ健保にご連絡を下さい。

※健保から損害状況などについて照会をさせていただく場合がございますのでご承知おき下さい。

4. 免除が適用された医療費については、当健保からの還付金の支給はありません。